

<紙おむつ支給事業のご案内>

【目 的】

蓮田市にお住まいの社協会員世帯で在宅の高齢者及び障がい者に対し、紙おむつを支給することにより、本人及び介護者の精神的、経済的負担を軽減するなど、在宅介護の支援を目的としています。

【ご利用できる方】 蓮田市にお住まいの社協会員世帯で、紙おむつを使用している在宅の高齢者及び障がい者で、次の①②のいずれかに該当されるかたです。

- ①介護保険の要介護認定の結果、要介護3～5の認定を受けているかた
- ②障害者手帳（身体障害者手帳）1～3級、障害者手帳（療育手帳）㉠～B、
障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）1級のいずれかの交付を受けているかた

【申 請】 ※申請は毎年度ごとになります。

- ① 申請書（書類は社協にあります。）
- ② 有効期間内の介護保険被保険者証、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）のいずれかの写し
（要介護度と障害等級が両方該当する場合は両方の写しを添付願います。）

【支給決定】 申請書の受理後、支給の可否を決定通知書によってお知らせします。

【支給方法】 契約業者より蓮田市内の使用者宅もしくは申請者宅へ配達により支給します。

【支給種類】 ①～④の中からいずれか1種類

種 類	サイズ	2ヶ月分の支給枚数	吸収量(目安)	※サイズ
① パンツタイプ	S	66枚（22枚×3パック）	470 cc	W 55～75 cm
	M	60枚（20枚×3パック）	470 cc	W 65～90 cm
	L	54枚（18枚×3パック）	470 cc	W 80～105 cm
	LL	48枚（16枚×3パック）	580 cc	W 95～125 cm
② テープタイプ	S	68枚（34枚×2パック）	800 cc	H 57～92 cm
	M	60枚（30枚×2パック）	1100 cc	H 77～110 cm
	L	52枚（26枚×2パック）	1400 cc	H 92～130 cm
③ フラットタイプ		120枚（30枚×4パック）	670 cc	30×72 cm
④ 尿取りパッド		120枚（30枚×4パック）	400 cc	20×48 cm

※サイズ W…ウエスト H…ヒップ

【注意事項、その他】

※入院・入所・転出・死亡の際は、紙おむつの支給は停止又は廃止になりますのでご連絡をお願い致します。

場合等のご利用になれません。

※介護保険被保険者証の更新・区分変更や障害者手帳の再判定等で新しい介護保険証や障害者手帳を取得された際は写しの提出をお願いします。

※紙おむつの新規申請、サイズや種別の変更受付は、宅配月の前月末日の営業日までです。

(例 6月支給の変更受付→前月 5月31日まで)
ただし、土・日・祝日・年末年始はお休みです。

※支給されたおむつの交換はできません。

(余り等の返品は開封済みもお受けします)

※紙おむつ支給事業は市民のみなさまからご協力いただいた会費等を財源に実施しています。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

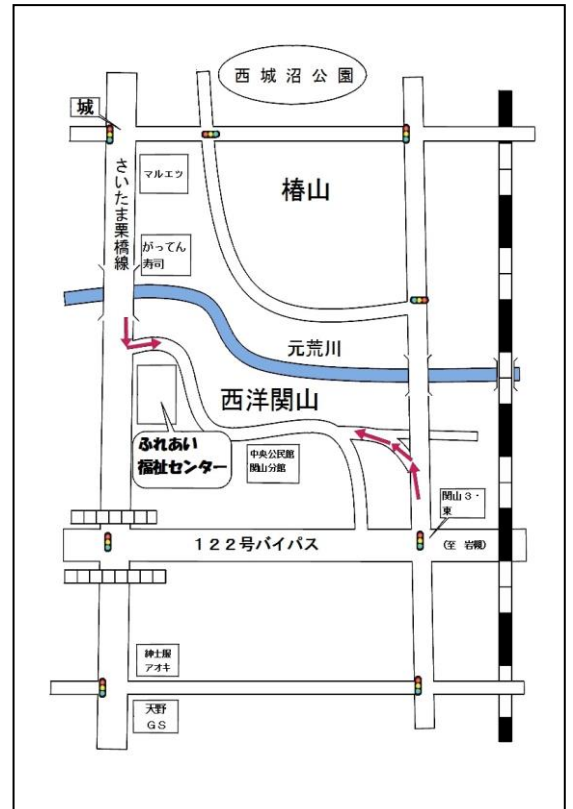
<連絡先・お問合せ先>

蓮田市社会福祉協議会 (ふれあい福祉センター内)

担当：総務グループ

〒349-0121 蓮田市関山4-5-6 電話 048-769-7111

《午前8時30分～午後5時15分(月曜日から金曜日、祝日を除く)》



【令和5年4月～令和6年3月分 紙おむつ配布予定表】

令和5年 4月	17日(月)	18日(火)	19日(水)	20日(木)	21日(金)
6月	19日(月)	20日(火)	21日(水)	22日(木)	23日(金)
※8月	14日(月)	15日(火)	16日(水)	17日(木)	18日(金)
10月	16日(月)	17日(火)	18日(水)	19日(木)	20日(金)
12月	18日(月)	19日(火)	20日(水)	21日(木)	22日(金)
令和6年 2月	19日(月)	20日(火)	21日(水)	22日(木)	26日(月)

※8月は、第4週に変更する場合があります。